



® 平成30年 8 月 9 日(木)

No. 14748 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆『造形デザイン』の知財判決紹介(20)
— 創作非容易性の判断 — (1)

『造形デザイン』の知財判決紹介 (20)

— 創作非容易性の判断 —

〔箸の持ち方矯正具〕 審決取消請求事件
知財高判平成30年2月26日平成29年(行ケ)第10181号

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

【事案の概要】

本件の被告は、意匠に係る物品を「箸の持ち方矯正具」とする本件意匠登録(意匠登録第1406731号)の意匠権者である。原告が、本件意匠は創作容易であり意匠法3条2項の規定に違反することを理由に意匠登録無効審判を請求したが、「請求は、成り立たない。」との審決がされ、その取消しを求めたと

ころ、請求は棄却され審決が維持された事案である。
(以下、アンダーラインは筆者が記載したものである。)

【審決の要旨】

審決は、本件意匠と引用意匠1 a (符号15及び17c) 及び1 b (符号13及び17a) との対比について、

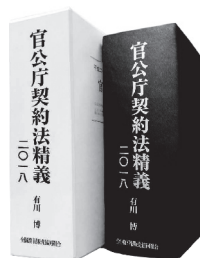
官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「東京都の入札改革の概要」など新たな内容を書き下ろし！

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所教授 有川 博
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 12,500+ 税

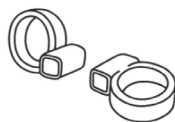
2018



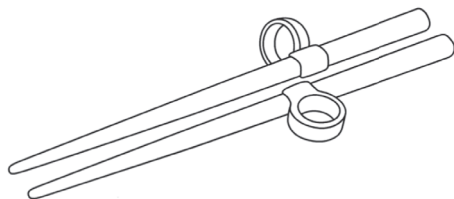
※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <http://www.gov-book.or.jp>

【本件登録意匠】



【持ち方矯正器具に取付けた状態の参考斜視図】

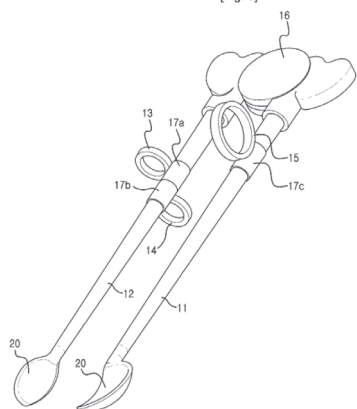


【引用例 1】

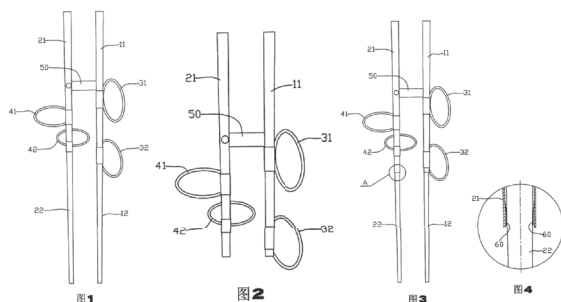
WO 2006/004290

PCT/KR2005/000927

[Fig. 6]



【引用例 2】



以下のとおり認定した。

「ア 物品について

本件意匠は、箸の持ち方を矯正するものとして、箸に適宜着脱して使用することができる、薬指用の構成部品Aと人差し指用の構成部品Bで一対とした箸の持ち方矯正具という物品であるのに対して、引用意匠1 a及び1 bは、スプーン及びフォークとしても使用することができる箸という物品の部品であ

り、親指用、人差し指用、中指用の3つある中から親指用を引用意匠1 a、人差し指用を引用意匠1 bとしたものである。

イ 形態について

(ア) 共通点

- ① 全体の基本的構成態様について、どちらの部品も、筒状体の取付部と環状体のリング部からなり、取付部の側面にリング部を立設させて結合したものである。
- ② リング部の全体形状について、どちらの部品も、外周を細幅帯状とする、やや肉厚の略円環状体としたものである。

(イ) 相違点

- (a) 取付部の全体形状について、本件意匠は、どちらの部品も、全長が幅よりも少し長い、やや肉厚の略正四角筒状体としたものであるのに対して、引用意匠1 a及び1 bは、全長が直径よりも少し長い、やや肉厚の略円筒状体としたものである。要するに、取付部を略正四角筒状体としたか、それとも略円筒状体としたか、という相違である。
- (b) リング部の直径の大きさについて、本件意匠は、どちらの部品も、取付部の幅の約2倍としたものであるのに対して、引用意匠1 aについては取付部の直径の約3倍、引用意匠1 bについては約2倍としたものである。
- (c) 取付部とリング部との結合部の態様について、本件意匠は、どちらの部品も、リング部の外側が取付部にめり込むような態様としたものであるのに対して、引用意匠1 aについては、取付部の外周とリング部の外周とが接するような態様としたものであり、引用意匠1 bについては、結合部を確認することができず不明である。
- (d) 取付部に対するリング部の向きについて、本件意匠は、構成部品Aについては、リング部の孔の中心線の方が、取付部の孔の中心線の方と直交する向きとし、構成部品Bについては、同2つの方向を概略同方向としつつも、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けたものであるのに対して、引用意匠1 aについては、リング部の孔の中心線の方が、取付部の孔の中心線の方と概略直交する向きとしつつも、左右方向に少し傾けたものであり、引用意匠1